

第3部 毎月勤労統計調査特別調査結果の概要

(常用労働者 1人以上4人以下の事業所)

1 賃 金

(1) きまって支給する現金給与額

令和7年7月における常用労働者一人平均の月間きまって支給する現金給与額は220,895円で、性別では男281,081円、女166,534円となった。

これを産業別にみると、「不動産業、物品賃貸業」が291,087円と最も高く、一方、「宿泊業、飲食サービス業」が132,012円と最も低くなっている。

(2) 特別に支払われた現金給与額（勤続1年以上）

令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間における常用労働者一人平均の賞与など特別に支払われた現金給与額は374,672円で、性別では男528,472円、女235,950円となった。

これを産業別にみると、「不動産業、物品賃貸業」が624,315円と最も高く、一方、「宿泊業、飲食サービス業」が53,307円と最も低くなっている。

2 労働時間及び出勤日数

(1) 通常日1日の実労働時間数

令和7年7月における常用労働者一人平均の1日の実労働時間数は7.1時間で、性別では男7.7時間、女6.6時間となった。

これを産業別にみると、「製造業」が7.7時間と最も多く、「宿泊業、飲食サービス業」が6.0時間と最も少なくなっている。

(2) 出勤日数

令和7年7月における常用労働者一人平均の月間出勤日数は20.5日で、性別では男21.2日、女19.8日となった。

これを産業別にみると、「不動産業、物品賃貸業」が21.6日と最も多く、「宿泊業、飲食サービス業」が18.9日と最も少なくなっている。

3 雇 用

令和7年7月末現在の常用労働者数は16,348人で、性別では 男7,758人、女8,590人となった。

これを産業別にみると、「卸売業、小売業」が4,490人と最も多く、「不動産業、物品賃貸業」が448人と最も少なくなっている。

表－１ 特別調査による賃金、労働時間及び雇用の推移

調査産業計

	きまって支給する現金給与額	特別に支払われた現金給与額 (勤続１年以上)	１日の実労働時間数	出勤日数	常用労働者数	常用労働者数 (勤続１年以上)
	円	円	時間	日	人	人
平成28年	174,318	228,769	7.1	21.1	13,610	12,356
29年	188,922	304,910	7.2	21.1	12,949	11,822
30年	186,595	273,781	7.1	20.8	13,036	12,140
令和元年	179,066	270,728	7.0	20.4	8,835	8,091
3年	178,252	234,137	6.9	20.3	10,280	9,633
4年	183,222	237,630	6.8	19.9	10,262	9,738
5年	185,011	277,243	6.7	19.5	13,535	12,534
6年	187,272	267,978	6.7	19.4	13,364	12,089
7年	220,895	374,672	7.1	20.5	16,348	15,392

表－２ 産業、男女別の賃金、労働時間及び雇用

	きまって支給する現金給与額			特別に支払われた現金給与額 (勤続１年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	220,895	281,081	166,534	374,672	528,472	235,950
建設業	249,961	282,298	167,180	495,211	577,978	283,309
製造業	266,683	307,558	170,391	246,539	310,077	104,162
卸売業，小売業	234,314	309,760	167,903	394,275	578,682	230,654
不動産業，物品賃貸業	291,087	355,114	186,327	624,315	729,945	451,485
学術研究，専門・技術サービス業	246,504	310,611	205,038	473,230	739,812	302,753
宿泊業，飲食サービス業	132,012	170,772	116,744	53,307	49,275	54,678
生活関連サービス業，娯楽業	160,133	206,745	138,889	65,645	113,964	42,452
医療，福祉	223,026	278,886	213,082	398,260	416,951	395,101
サービス業（他に分類されないもの）	232,635	273,298	169,514	475,175	562,502	343,126

	１日の実労働時間数			出勤日数		
	計	男	女	計	男	女
	時間	時間	時間	日	日	日
調査産業計	7.1	7.7	6.6	20.5	21.2	19.8
建設業	7.3	7.6	6.5	21.0	21.2	20.3
製造業	7.7	8.0	7.1	21.0	21.5	19.8
卸売業，小売業	7.2	7.9	6.7	20.8	21.8	20.0
不動産業，物品賃貸業	7.4	7.6	7.2	21.6	21.3	22.2
学術研究，専門・技術サービス業	7.3	7.8	7.0	20.6	20.5	20.6
宿泊業，飲食サービス業	6.0	7.5	5.5	18.9	19.7	18.7
生活関連サービス業，娯楽業	6.8	7.5	6.5	20.0	21.7	19.3
医療，福祉	6.9	7.9	6.7	20.7	22.7	20.3
サービス業（他に分類されないもの）	7.5	7.9	6.9	20.8	21.2	20.1

	常用労働者数			常用労働者数 (勤続１年以上)		
	計	男	女	計	男	女
	人	人	人	人	人	人
調査産業計	16,348	7,758	8,590	15,392	7,299	8,093
建設業	2,149	1,545	604	2,102	1,512	590
製造業	748	525	223	708	490	219
卸売業，小売業	4,490	2,102	2,388	4,258	2,002	2,256
不動産業，物品賃貸業	448	278	170	448	278	170
学術研究，専門・技術サービス業	1,274	500	773	1,180	460	720
宿泊業，飲食サービス業	1,553	439	1,114	1,416	359	1,056
生活関連サービス業，娯楽業	1,546	484	1,062	1,492	484	1,008
医療，福祉	1,029	155	873	920	133	787
サービス業（他に分類されないもの）	1,569	954	615	1,426	858	568

※令和2年は調査を実施していない。

※秘匿事項に係る産業については、記載していない。

毎月勤労統計調査特別調査の説明

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和7年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間）の状況について、令和7年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

厚生労働省—都道府県—調査員—報告者

(7) 利用上の注意

ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。

イ 令和2年は新型コロナウイルス感染症の拡大により特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として「小規模事業所勤労統計調査」を実施している。なお、「小規模事業所勤労統計調査」の結果は、厚生労働省のホームページ等に掲載している。

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/169-1.html>)

(8) 用語の定義

ア 常用労働者

次のいずれかに該当する者をいう。

a 期間を定めずに雇われている者

b 1か月以上の期間を定めて雇われている者

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。

本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本項目においては、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間分の勤続1年以上の者1人当たり平均を算出している。

エ 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7月中の通常日1日について調査しており、1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

オ 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数をいい、7月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1時間でも就業した日は出勤日とする。

カ 年齢

調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。

キ 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。

ク 短時間労働者

通常日1日の実労働時間が6時間以下の者をいう。